

朝霞市介護保険利用者負担軽減対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝霞市介護保険利用者負担軽減対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定による保険給付に係る居宅サービス（特定福祉用具販売を除く。以下同じ。）、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス（特定介護予防福祉用具販売を除く。以下同じ。）及び地域密着型介護予防サービス並びに朝霞市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年朝霞市要綱）の規定による介護予防・生活支援サービス事業（以下「居宅サービス等」という。）を受けたときの利用者負担額（以下「利用料」という。）を支払うことが困難な者に対し、利用料の一部を補助することにより、負担を軽減し、居宅サービス等の適切な利用の促進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、法第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた本市の被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第22条の2の2第5項各号又は令第29条の2の2第5項各号の規定が適用される者
- (2) 令第22条の2の2第6項又は令第29条の2の2第6項の規定が適用される者
- (3) 令第22条の2の2第7項又は令第29条の2の2第7項の規定が適用される者

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条に規定する特別養護老人ホームの旧措置入所者（同条第3項に規定する厚生労働大臣が定める割合が100分の90に該当する者は除く。）は、補助対象者としなない。

(補助金の額)

第4条 市長は、利用料について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる者 居宅サービス等に要した費用の合計額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護

サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費、第1号事業支援費、高額介護予防サービス費及び朝霞市介護保険社会福祉法人等による利用者負担の軽減に関する助成実施要綱（平成27年朝霞市要綱）に基づく助成に係る利用料の合計額を控除して得た額（以下「補助対象額」という。）に4分の1を乗じて得た額

（2） 第3条第1項第2号に掲げる者 補助対象額に2分の1を乗じて得た額

（3） 第3条第1項第3号に掲げる者 補助対象額に2分の1を乗じて得た額

3 前項の補助金の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

（交付の順位）

第5条 法第51条に規定する高額介護サービス費の支給、法第61条に規定する高額介護予防サービス費の支給及び朝霞市介護保険社会福祉法人等による利用者負担の軽減に関する助成実施要綱（平成27年朝霞市要綱）に基づく助成については、この要綱に基づく補助金の交付に優先して行うものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助対象者は、朝霞市介護保険利用者負担軽減対策費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、利用料の額の証拠書類を添付しなければならない。ただし、市長は、利用料の額を保険給付に係る給付実績台帳等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 市長は、保険給付に係る給付実績台帳等によって居宅サービス等の利用を確認することができるときは、第1項の交付申請書の提出を省略させることができる。この場合において、市長は、居宅サービス等の利用を確認した日をもって交付申請書の提出があったものとみなす。

（交付又は不交付の通知）

第7条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したとき又は交付をしないと決定したときは、朝霞市介護保険利用者負担軽減対策費補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

（届出）

第8条 補助金の交付を受けた要介護被保険者等（以下「補助認定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに朝霞市介護保険利用者負担軽減対策費補助金変更（辞退）届により市長に届け出なければならない。

（１） 第6条に規定により提出した交付申請書の記載内容に変更があったとき。

（２） 補助金の交付を辞退しようとするとき。

（補助資格の消滅）

第9条 補助認定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助資格は消滅する。

（１） 第3条に掲げる対象者の要件に該当しなくなったとき。

（２） 虚偽の申請をしたとき。

（３） 居宅サービス等を受けた月の翌月の1日から2年が経過したとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、その者から既に交付した補助金の返還を求めることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この要綱の規定は、平成18年4月1日以後の居宅サービス等に要した利用料の補助金から適用し、同日前の居宅サービス等に要した利用料の補助金については、なお従前の例による。

（特定被保険者に係る補助金に関する特例）

第3条 朝霞市介護保険利用者負担軽減対策費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する要介護被保険者等で、次の各号のいずれかに該当する者を補助対象者とする。

（１） 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令154号。以下「政令」という。）附則第23条第1項及び第3項第1号又は第2号の規定に該当する特定被保険者

（２） 政令附則第23条第2項及び第3項第1号又は第2号の規定に該当する特定被保険者

（３） 政令附則第24条第1項及び第3項第1号又は第2号の規定に該当す

る特定被保険者

(4) 政令附則第24条第2項及び第3項第1号又は第2号の規定に該当する特定被保険者

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条に規定する特別養護老人ホームの旧措置入所者（同条第3項に規定する厚生労働大臣が定める割合が100分の90に該当する者は除く。）は、補助対象者としなない。

第4条 特定被保険者の補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 附則第3条第1項第1号及び第3号に掲げる者：補助対象額に4分の1を乗じて得た額

(2) 附則第3条第1項第2号及び第4号に掲げる者：補助対象額に2分の1を乗じて得た額

2 前項の補助金の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月25日から施行する。